

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令 (令和4年総務省令第6号)の一部改正

(期間拘束契約に係る違約金等に関する制限の経過措置の廃止時期等の明確化)

令和6年1月
総務省総合通信基盤局
料金サービス課
消費者契約適正化推進室

- 令和元年電気通信事業法改正により、事業者の禁止行為について、「利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがあるもの」を省令で規定することを可能化。これを踏まえ、令和4年に電気通信事業法施行規則を改正し、**契約の解除に伴い、所要の額**（例：期間拘束の違約金は一月当たりの料金に相当する額）**を超える金額を請求することを禁止。既往契約等については当該規律を「当分の間」適用しないとする経過措置を設けた。**
- 「消費者保護ルールの在り方に関する検討会」において、当該規律への対応状況について確認・議論を行ったところ、当該経過措置の廃止に向け、速やかに制度整備を行うべきとされた。これを踏まえ、**経過措置の廃止時期等を明確化すべく、必要となる省令改正を行う。**

規律の概要

契約の解除に伴い、利用者が支払うべき金額として以下の金額等を超える金額を請求することを禁止。

- 解除までに提供された電気通信役務等の未払い金額
- 違約金等の定めがある場合には、当該契約の一月当たりの料金に相当する額
- 電気通信役務の提供に必要な工事等がある場合には、当該工事費を契約期間に応じて低減した額（2年間の期間拘束契約で1年間利用した場合には、工事用の(24-12)/24を請求可能）
- 事業者都合の撤去工事等がある場合、当該工事費を契約期間に応じて低減した額
利用者都合の撤去工事等がある場合、当該工事費全額

【経過措置】

既往契約（電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和4年総務省令第6号）の施行日の前日（令和4年6月30日）において現に締結されている契約）、**既往契約の一部変更契約**（契約時に許容されている範囲内で利用者の申出により行うもの、住所変更等の軽微変更）及び**既往契約の更新契約**（既往契約の一部変更後の契約の更新も含む）は、「当分の間」当該規律を適用しない。

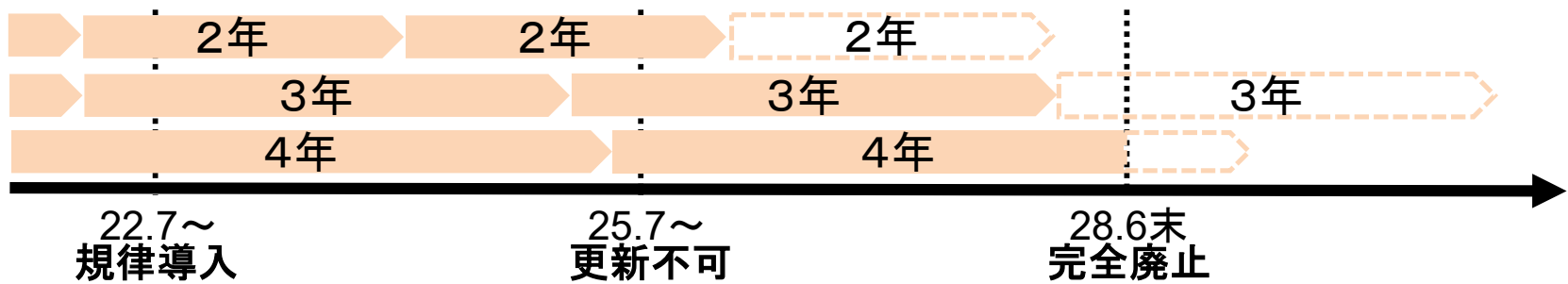
改正案の概要及び考え方

【改正案の概要】

2025年7月1日に期間拘束のない既往契約及び当該契約の一部変更並びに2025年7月以降の既往契約の更新に係る経過措置を廃止。

また、2028年6月末をもって、経過措置を完全廃止。

（経過措置の廃止イメージ）



【考え方】

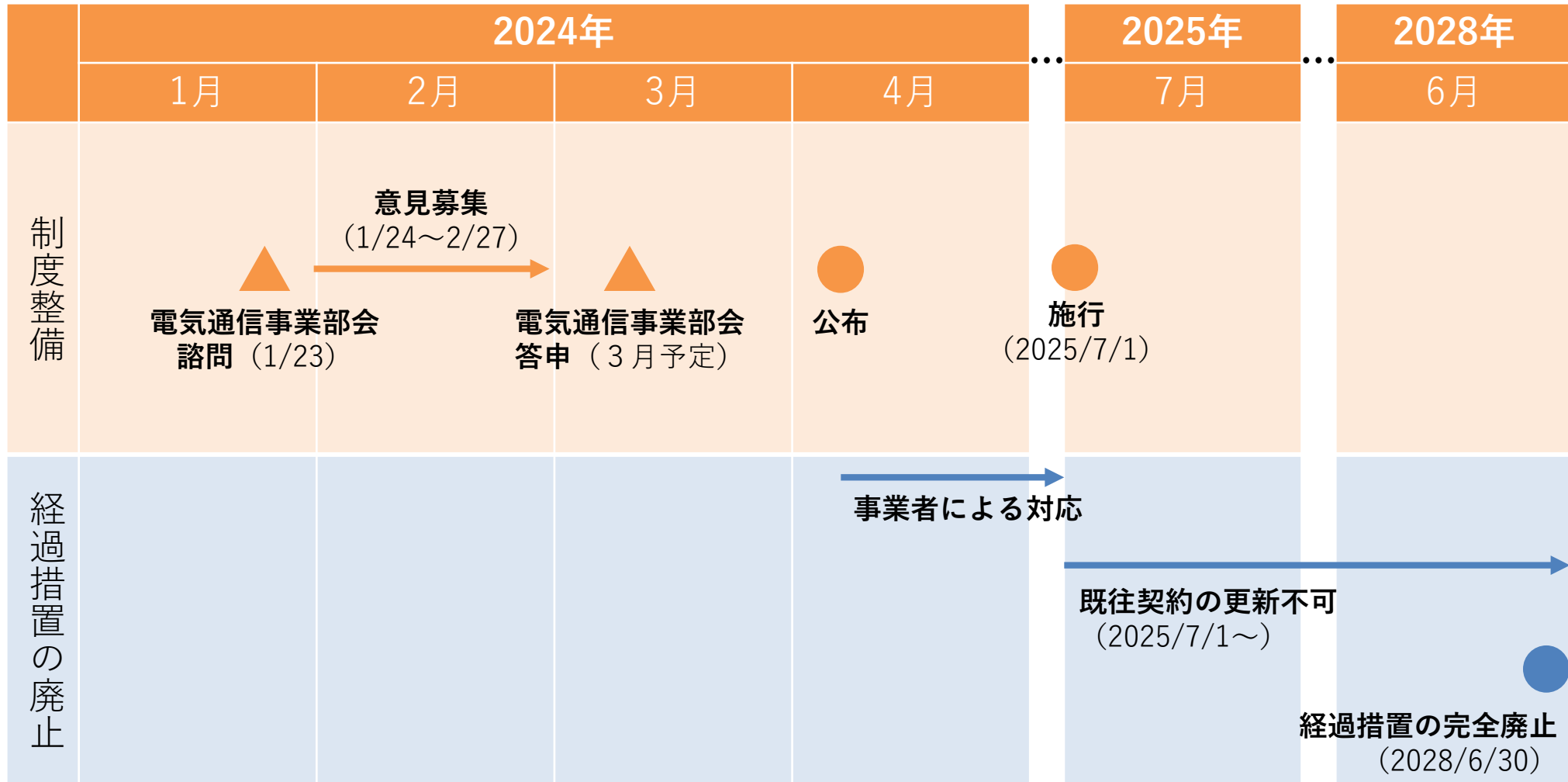
（廃止方法）

- 一定の時点をもって経過措置を廃止し、一律に違約金等に関する制限を適用すると、勧誘行為が激化することが予想され、消費者トラブルが誘発される可能性。そのため、更新を不可とすることで、省令に不適合な既往契約を減少させつつ、長期の期間拘束契約に対応するため完全廃止時期も併せて明確化する。

（廃止時期）

- 大半の期間拘束契約の拘束期間が2年または3年で設定されているところ、2025年7月には改正省令施行後3年が経過。大半の期間拘束契約において少なくとも1度は更新期を迎えることとなり、契約獲得等に係るコストは一定回収できているものと考えられる。また、システム改修等経過措置の円滑な廃止に必要な期間が十分に確保されることが考えられる。
- 一部の事業者では3年を超える期間拘束を行っているところ、単に「更新を不可」とすると長期にわたって不適合契約が残存する可能性。2年契約で3度、3年契約で2度の更新を迎える2028年6月末を超えて不適合契約が残存することは制度趣旨に反する。

- 以下のスケジュールで制度整備及び経過措置の廃止を行うことを想定。



- 2018年10月、「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」の一環として消費者保護ルールの検証等を行う場として「消費者保護ルールの検証に関するWG」を設置。2020年6月（第21回）には、「消費者保護ルールの在り方に関する検討会」に改称するとともに、新たなテーマを追加して検討を推進。
- これまでに、「消費者保護ルールの在り方に関する検討会報告書2021」、「消費者保護ルールの在り方に関する検討会報告書2021」を踏まえた取組に関する提言、「消費者保護ルールの在り方に関する検討会報告書2023」を取りまとめ。
- 引き続き、消費者保護ルールの充実に向けて検討を推進中。

構 成 員

新美 育文	明治大学名誉教授（主査）
平野 晋	中央大学国際情報学部教授・学部長（主査代理）
石田 幸枝	公益社団法人全国消費生活相談員協会参与
市川 芳治	慶應義塾大学法科大学院非常勤講師
北 俊一	株式会社野村総合研究所パートナー
木村 たま代	主婦連合会事務局長
黒坂 達也	慶應義塾大学大学院特任准教授
近藤 則子	老テク研究会事務局長
長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
西村 暢史	中央大学法学部教授
森 亮二	英知法律事務所弁護士

<オブザーバ>

公正取引委員会、消費者庁、国民生活センター、事業者団体等

今般の検討課題

1. 令和4年改正電気通信事業法施行規則への対応状況の確認（利用者の利益の保護のために講じた措置の検証）
 - (1) 電話勧誘における説明書面を用いた提供条件説明の義務化
 - (2) 利用者が遅滞なく解約できるようにするための措置を講じることの義務化
 - (3) 期間拘束契約に係る違約金等に関する制限
2. オンライン契約における消費者保護ルールの実施状況等の確認
3. 携帯電話事業者の販売代理店に対する指導等措置義務の履行状況等の確認
4. その他対応状況の確認

条文案

(利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為)

第二十二條の二の十三の二 法第二十七條の二第四號の總務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

二 電気通信役務（法第二十六條第一項各号に掲げる電気通信役務に限る。）に関する契約（法人契約を除く。）の解除に伴い当該電気通信役務の利用者が支払うべき金額として次に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を**超える金額を請求すること。**

イ 当該契約の解除までに提供された電気通信役務及び当該電気通信役務の提供に付随して提供された有償継続役務（当該契約の解除に伴いその提供が中止されたものに限る。）の**対価に相当する額（ハからトまでに規定する費用に係るものを除く。）**から既に払い込まれた額を除いた額

ロ 契約の締結から一定期間内に当該契約の変更又は解除を行つたこと（第二十二條の二の十七第二号において「期間内変更等」という。）を理由として求める違約金その他の経済的な負担（第二十二條の二の十七において「違約金等」という。）に関する定め（以下この号、第二十二條の二の十六第一項第一号及び第二十二條の二の十七において「違約金等の定め」という。）がある場合においては、これに基づき請求する当該電気通信役務及び当該有償継続役務の**一月当たりの料金に相当する額**

規定の趣旨

・ 消費者保護ルールが適用される電気通信役務に限定する趣旨。

・ イ〜トに掲げられたもの以外の料金（例：契約解除手数料）を請求することは認められない。

・ 基本的には、未払いのサービス利用料を想定。
・ その他、ハ〜ト以外のものでも合理的に「サービスの対価」と言え（例：特殊工事の費用）、かつ、その額もハ〜トに準じた合理的なものであれば、ここに含まれる。

・ 「一月当たりの料金」とは、違約金が設定されているサービスの月額料金を想定。当該サービスの契約解除に伴いオプションの提供も中止され、当該オプションにも違約金が生じる場合には、当該オプションの月額料金を含む。

・ 期間限定割引（例：当初半年間は無料）は考慮しないが、契約期間を通して適用されるような割引（例：セット割、学割）は考慮。

条文案

ハ 当該電気通信役務及び当該有償継続役務の提供に必要な工事その他の作業（以下この号において「工事等」という。）（他に転用できない設備として総務大臣が別に告示するものに係るものに限り、これに付随するものを含む。二において同じ。）に通常要する費用（当該費用として利用者に通常請求するものに限る。以下この号において同じ。）の額に、当該電気通信役務の提供が開始された日の属する月から当該電気通信役務の提供に関する契約の満了の日が属する月までの月数（契約期間の定めがない場合は、当該電気通信役務の提供が開始された日の属する月の翌月から当該電気通信役務の提供に関する契約の解除の日が属する月までの月数。以下この号において「契約満了月数」という。）から当該電気通信役務の提供が開始された日の属する月の翌月から当該電気通信役務の提供に関する契約の解除の日が属する月までの月数（以下この号において「契約月数」という。）を控除した月数を契約満了月数で除して得た率又は二十四月から契約月数を控除した月数を二十四月で除して得た率のいずれか高い率を乗じて得た額（当該契約の締結に際して又は当該契約の期間内に当該工事等が行われた場合に限る。）

ニ 当該電気通信役務及び当該有償継続役務の提供に関する契約の解除に際して必要となる工事等（ホに掲げるものを除く。）に通常要する費用の額に、契約満了月数から契約月数を控除した月数を契約満了月数で除して得た率又は二十四月から契約月数を控除した月数を二十四月で除して得た率のいずれか高い率を乗じて得た額（当該工事等が行われる場合に限る。）

規定の趣旨

- 主に固定インターネット接続サービスの開設工事費（引込線等の設置工事をはじめとする引込線等に係る工事や手続等）を想定。
- 工事等の費用であっても、通常利用者に請求している金額を超えて請求することは不可。
- 開設工事費として請求できる額は契約期間に応じて低減した額とする趣旨。例えば、24か月契約を3か月目に解約した場合、工事費の $(24-2)/24$ を請求可。
- 非期間拘束契約や契約期間が2年未満の場合は、24か月契約とみなした額まで請求可。
- 実際に工事等が行われない場合は、請求不可。
- 主に加入者側端末装置や引込線等の撤去工事を想定。
- 撤去時に全額を請求することはスイッチングの阻害要因となるため、利用者の求めにより撤去する場合を除き、開通工事費同様に契約期間に応じて低減させる趣旨。（への除却損についても同様。）
- 実際に工事等が行われない場合に撤去費を請求することは不可。

条文案

ホ 当該電気通信役務及び当該有償継続役務の提供に関する契約の解除に際して利用者の求めに応じて行われる工事等（利用者が他の電気通信事業者の電気通信役務の提供を受けるために必要な工事等にあつては、専ら当該利用者の便宜を図るために行われるものに限る。）のために通常要する費用の額及び当該工事等に伴う除却により生じる損失の額に相当する額

ハ 当該電気通信役務及び当該有償継続役務の提供に必要な電気通信設備（他に転用できないものとして総務大臣が別に告示するものに限る。）の除却により生じる損失の額に相当する額（当該費用として利用者に通常請求するもの限り、ホに掲げるものを除く。）に、契約満了月数から契約月数を控除した月数を契約満了月数で除して得た率又は二十四月から契約月数を控除した月数を二十四月で除して得た率のいずれか高い率を乗じて得た額

ト 当該電気通信役務及び当該有償継続役務の提供に当たり端末設備その他の物品を利用者に貸与した場合は、当該物品の通常の使用料に相当する額から既に払い込まれた額を除いた額（ただし、当該物品が正常に機能しない状態となつた場合又は当該物品が返還されない場合にあつては、これに当該物品の取得のために通常要する価額に相当する額を加えた額）

規定の趣旨

- 引込線の撤去工事を含む、解約時に利用者の求めに応じて行う全ての工事等を想定。
- 利用者の希望に基づく工事等については、事業者側でコントロールできるものではないため、工事が行われた時点で利用者に全額を請求できることとする趣旨。

- 事業者乗換のための作業に関し利用者の便宜のためのオプション（例：原則ウェブ対応、窓口でも対応も可）を用意している場合、当該オプションに要する費用も解約時に全額請求可。

- 他に転用できない設備の除却損についても、利用者に請求できるようにする趣旨。

- モデムやONU、Wi-Fiルータ、ストラップ、説明書等を想定。

- 壊れた場合。機能に支障のない破損や汚損は含まない。

- 物品ごと（例：説明書のみ不返還の場合、貸与品一式に係る求償は不可）の再調達価額。

条文案

規定の趣旨

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和四年七月一日から施行する。

(利用者保護に関する規定の適用に関する特例)

2 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に締結されている電気通信役務（法第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務に限る。）の提供に関する契約及び当該契約の一部の変更（施行日の前日における当該契約の提供条件において利用者からの申出により変更することができることとされている範囲内で利用者からの申出により行うもの又は利用者の住所の変更その他これに準ずる軽微な変更であつて利用者の利益の保護のため支障を生ずることがないものに限る。）又は更新（当該変更を内容とする契約の更新を含む。）を内容とする契約については、**当分の間、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則第二十二條の二の十三の二第二号の規定は、適用しない。**

3 前項の規定は、**届出媒介等業務受託者について準用する。**この場合において、前項中「の締結」とあるのは「の締結の媒介等」と、「第二十二條の二の十三の二第二号」とあるのは「第四十条第五項において準用する同令第二十二條の二の十三の二第二号」と読み替えるものとする。

- 改正省令に適合するためのシステム整備等には一定の期間を要すると考えられることから、準備期間を設けるもの。
- 具体的な期間としては、令和元年事業法改正において公布から施行までの期間が4カ月半であったこと（5月17日公布、10月1日施行）を参考とした。

- 既往契約、既往契約の範囲内での契約変更や軽微変更、既往契約を更新する契約については、**当分の間、期間拘束契約に係る違約金等に関する制限の規定を適用しないこととする。**